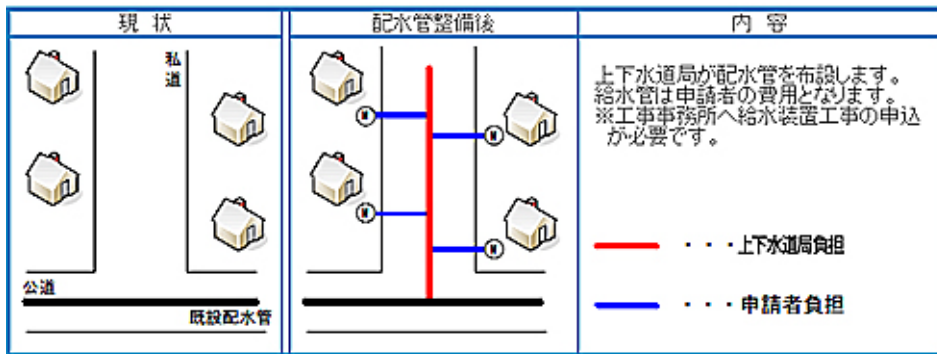


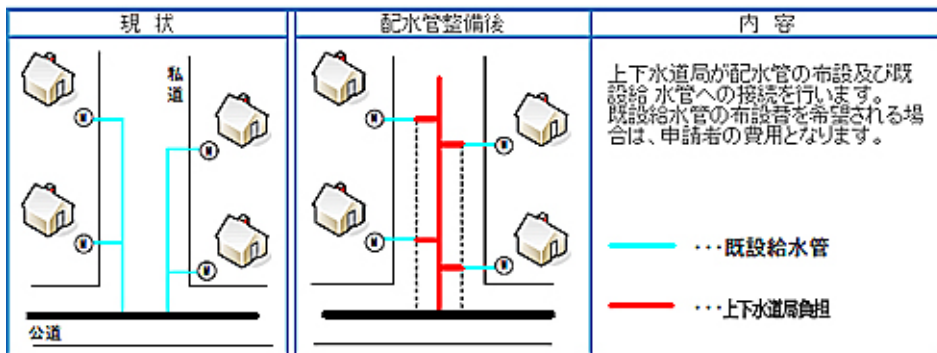
1. 水道管の老朽化対策について

政新会 田中 正剛
 一般質問 参考資料
 令和5年9月11日（月）

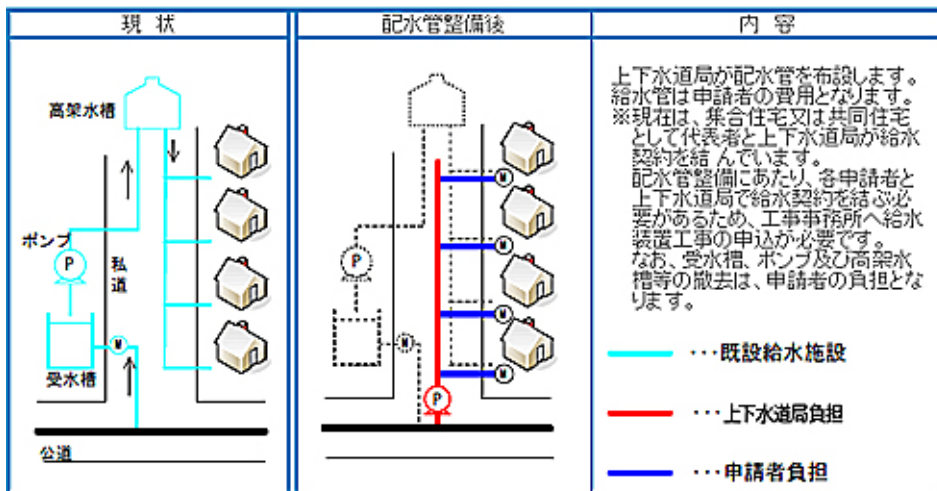
北九州市上下水道局の私道に水道管を整備する制度



ケース1（水道を利用していない地区）



ケース2（水道を利用している地区）



ケース3（私設の受水槽、ポンプ、高架水槽等で給水している地区）

○採択基準

- 対象給水戸数が、4戸以上あること。
- 配水管の布設延長が20メートル以上であり、経済性及び水質保持の観点から上下水道局で定める基準以内であること。
- 給水管の所有者が官公庁・公社及び民間法人のみの場合、又は、開発行為等に関するものは対象外。
- 技術的に施工が可能であり、将来にわたり維持管理が可能な幅員を有していること。
- 一端が公道に接続していること。
- 不特定多数の通行の用に供されていること。

○権利者等の同意

- 当該私道に係る全員の配水管からの給水管切替の同意
- 当該土地権利者全員の無償による占用及び維持管理のための無条件使用の承認
- 当該土地の権利移転時の上記条件の継承
- 既設給水管がある場合、所有者の給水管の撤去承諾

表1：西宮市給水装置修繕施工件数（抜粋）

		メーター外	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
敷地内	有料	管類	100	133	105	106	115
		付属物	1	6	6	8	7
	無料	管類	126	108	142	134	108
		付属物	232	204	219	229	207
道路面	有料	管類	29	40	37	53	37
		付属物	1	3	1	4	1
	無料	管類	259	258	212	237	289
		付属物	17	20	21	28	19
無料合計			634	590	594	628	623